

# 中村学園中学校 生徒心得

## 第1条 目的

本心得は、中村学園中学校の建学の精神および校訓に基づき、生徒一人ひとりが安心・安全で有意義な学校生活を送りながら、自ら考え、判断し、成長する力を身につけることを目的として定める。

## 第2条 建学の精神

- 一、人間教育を根幹とし、日本に生きるものとしての自覚の下、「至誠・感恩・結実」を体現した知徳円満な人格の育成を目指す。
- 一、時代に即した教育を実践し、進取の精神に富む社会有為な人材を育成する。

## 第3条 校訓

- 一、「至誠」…何事にも真心を尽くして行動しましょう。
- 一、「感恩」…天地自然の恵み、国の恩、父母・兄弟・姉妹の恩、隣人・友人の恩など、自分を生かしてくれるすべてのものに感謝し、その恩に報いるようにしましょう。
- 一、「結実」…夢や希望の実現に向けて努力し、確かなものとして実を結ばせ、社会に役立てましょう。

## 第4条 教育実践の基底

「形は心の現れである」(学園祖 中村ハル先生)を信条とし、その実践に努める。  
(立ち居振る舞いや掃除、服装などの「外面(形)」は「内面(心・徳育)」を映し出す鏡である。)

## 第5条 校内生活の基本

学校は、互いの学びと安心を支える公共の場であることを理解し、生徒は節度ある行動を心がける。

## 第6条 登校および校内での生活

- (1) 朝は8時30分までに自席に着席しておく。
- (2) 登校後から終業時刻までは、原則校内で過ごすものとし、やむを得ない場合は教職員に相談し、許可を受ける。
- (3) 完全下校時刻を19時とし、生活リズムと安全を意識した行動をとる。

## 第7条 施設・設備の利用

生徒は、校内の施設・設備・器具等が公共物であることを理解し、大切に扱うとともに、校内の美化に努める。

## 第8条 身だしなみの基本的な考え方

- (1) 身だしなみは、他者への配慮および自己管理能力の現れであり、「至誠・感恩・結実」を日常の行動として示すものである。
- (2) 生徒は、学習の場にふさわしく、相手に不快感を与えない身だしなみを心がける。

## 第9条 制服および服装

- (1) 学校指定の制服を着用する。
- (2) シャツ、ブラウス、スカート、スラックス、リボン、ネクタイ等については、オプションを含め、TPOに合わせて適切に組み合わせて着用することができる。
- (3) 式典等においては、学校が指定する Standard Style で臨む。
- (4) 制服着用時には、既製品のベスト、セーター、カーディガン、プルパーカー、プルジップパーカー等を着用することができる。ただし、色やデザインは華美でないものとする。
- (5) 靴下の色やデザインは華美でないものとする。
- (6) 通学靴については、教科書および教材が安全に収容できるものを使用する。

## 第10条 履物および防寒着

- (1) 通学靴は、通学および校外活動において安全に配慮したものを使用する。また、華美でないものとする。
- (2) 上靴、体育館シューズ、グラウンドシューズは、学校指定のものを使用する。
- (3) 防寒着については特に制限を設けないが、室内では着用しない。
- (4) 自転車通学者は、運転に支障がない長さや形状の防寒着を着用し、安全に十分配慮する。

## 第11条 頭髪・化粧・装飾等

- (1) 頭髪は、学習や運動などの活動に適した、清潔感のある状態を保つ。また他者から見て、常に表情や顔色が見えるようにする。
- (2) 化粧（口紅・色つきのリップクリーム・色つきの日焼け止め等を含む）やマニキュアはしない。
- (3) アクセサリー（ネックレス、ピアスなど）、つけ毛、つけまつ毛、カラーコンタクト等の装飾品は着用しない。

## 第12条 情報機器・情報の取り扱い

- (1) スマートフォン、タブレット等の情報機器は、学びと安全を最優先に使用する。
- (2) 学校生活においては、使用の場面、方法および時間について、周囲への配慮を欠かさないようにする。また、授業中は担当教員の指示に従う。
- (3) SNSやインターネット上では、個人や学校の尊厳を損なう行為をせず、社会的責任を自覚した行動をとる。

### 第13条 校外生活

- (1) 校外においても本校生徒としての自覚と誇りを持って行動する。
- (2) 制服着用時は、本心得を校外においても適用する。
- (3) 中学生として不適切な場所への出入りや不適切な行動をしない。
- (4) アルバイトは行わない。やむを得ない事情がある場合は、保護者同意の上、届け出をして学校長の許可を受ける。
- (5) 芸能活動、モデル活動、各種コンテスト等への参加については、事前に申請し、学校長の許可を受ける。

### 第14条 交通安全

- (1) 交通ルールおよび交通マナーを守り、自他の命と安全を最優先する。
- (2) 自転車通学希望者は、自転車通学許可願を提出して、担当教員に許可及び自転車の点検をうける。また、以下の項目を守る。
  - (ア) 道路交通法に従って、安全に通学する。なお、通学途中の事故は必ず警察や消防署に連絡をし、その後、自宅・学校にも連絡する。
  - (イ) ヘルメットを必ず着用する。
  - (ウ) 許可を受けた自転車はステッカーが見える部分（後輪の泥よけなど）に貼り付ける。
  - (エ) 学校では、指定された場所に駐輪し、2か所施錠する。
- (3) 特定小型原動機付自転車や特例特定小型原動機付自転車など（いわゆる電動キックボードなど）で登下校してはいけない。

### 第15条 風紀

校内の規律を乱す行為や公序良俗に反する行為をしない。もし行った場合は、訓告、停学及び退学などの処分を受けることがある。

### 第16条 その他

- (1) 本心得は、社会状況および生徒の実態の変化を踏まえ、学校と生徒が互いの考えを尊重し、議論と対話を通して、必要に応じて見直しを図るものとする。
- (2) 身だしなみや各種申請等に関する具体的な取扱いについては、本心得の趣旨を踏まえ、生徒の実態に応じて、別途定める。

### 附則

この心得は、令和8年4月1日から施行する。